

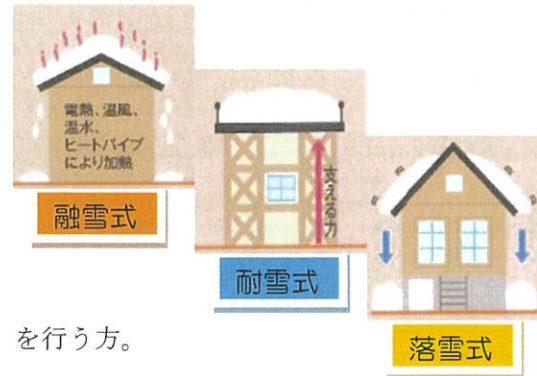
R6年度 克雪すまいづくり支援事業(補助制度)のご案内

十日町市では雪に強いまちづくりを進めるため、克雪住宅の整備を支援しています。

《問合せ・申込み先》十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎ 025-757-9935(直通)

申請受付期間

令和6年 4月 1日(月) から 10月31日(木)
ただし、予定金額に達し次第受付を終了いたします。



補助金を受けることができる方

- ・市内の戸建て住宅で克雪化の整備（新築・改築、増築、改良）を行う方。
- ・市税等を完納している方。

※平成2年度以降に市が行う克雪住宅関連補助を受けた方は対象外となります。

※この事業における克雪住宅とは、屋根雪を人力で降ろす必要のない住宅ですので、**屋根全面の克雪化が条件となります。**

補助の対象となる住宅

戸建て住宅（併用住宅を含む）の新築・改築、増築、改良、または、建売住宅を購入する場合で、次の要件を満たす住宅が対象となります。

方式	要件
融雪式	屋根融雪装置(地下水の開放利用を伴うものを除く)を設置した住宅
融耐雪式	融雪構造(生活余熱利用等)の住宅
耐雪式	積雪荷重に対し安全な構造を有し、かつ、雪庇防止対策をした住宅 ※雪庇防止対策として雪庇防止フェンス等を設置する場合には、建物四周に、屋根面水上レベルから高さ2.0mのものを設置すること。 ※冬期間の通行がなく、屋根先端から自己所有地の境界線までの距離が2.5m以上の部分について、雪庇防止対策を省略することができます。 <積雪荷重(積雪量)>十日町・中里 3.3m、川西 3.0m、松代 3.6m、松之山 3.7m
落雪式 (高床落雪式)	屋根雪を人力によらず自然落下(4寸勾配以上)させる屋根構造、または、強制落雪装置を有し、落下させた雪を自己所有の敷地内で有効に処理できる住宅。 落雪の堆雪距離は「別表1」に示す距離を確保してください。 【高床落雪式とは】 上記の落雪式の屋根構造に加えて、1階を鉄骨または鉄筋コンクリート造とし、2・3階を木造とした住宅で、高床部分の高さが1.5m以上のもの。 ただし、高床部分に居住室がある場合は高床基礎として取扱いません。 ※落雪式・高床落雪式ともに「誓約書」の提出が必要です。 ※落雪式・高床落雪式ともに、自己所有地内で堆雪距離を確保できない場合は、隣地所有者署名の別紙「同意書」の提出が必要です。

必ず、工事着手前に申請手続きを行い、

交付決定通知が交付されてから工事着手してください。

補助対象工事費

方式	克雪住宅化に伴う工事費	
新築・改築	融雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根融雪装置（構造）に要する工事費 ・ 融雪装置の設置に必要となる仮設足場経費（全体経費の 30% を上限） ・ 補助対象工事に係る諸経費等
	耐雪式 融耐雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる住宅の延床面積に応じて定めた額（【別表 2】参照）
	落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般住宅と落雪式住宅との屋根工事費（屋根材及び屋根構造）の差額※ ・ 融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水（地下水利用不可）で溶かす装置に要する工事費 ・ 補助対象工事に係る諸経費等
	高床 落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般住宅と落雪式住宅との屋根工事費（屋根材及び屋根構造）の差額※ ・ 融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水（地下水利用不可）で溶かす装置に要する工事費 ・ 一般住宅と高床住宅との基礎工事費の差額※ ・ 補助対象工事に係る諸経費等
改良	融雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根融雪装置（構造）に要する工事費（仮設足場等経費を含む） ・ 補助対象工事に係る諸経費等
	落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根構造に係る工事費 ・ 屋根材に係る工事費の差額 ・ 既存屋根の撤去に要する工事費 ・ 融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水（地下水利用不可）で溶かす装置に要する工事費 ・ 上記工事に必要となる仮設足場等経費 ・ 補助対象工事に係る諸経費等
	高床 落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根構造に係る工事費 ・ 屋根材に係る工事費の差額 ・ 融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水（地下水利用不可）で溶かす装置に要する工事費 ・ 高床基礎の築造に係る工事費 ・ 既存屋根及び基礎の撤去に要する工事費 ・ 上記工事に必要となる仮設足場等経費 ・ 補助対象工事に係る諸経費等
増築	<p>上記の基準に準ずる。</p> <p>※既存部分を含めて住宅全体を克雪化することが条件となります。</p>	

※落雪式・高床落雪式の新築の場合の補助対象経費は、
「補助対象経費算出書」（別紙）により算出してください。

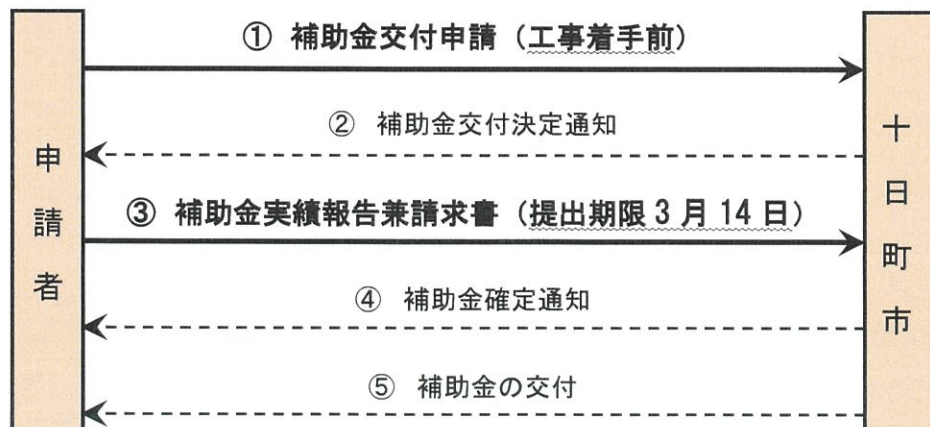
補助金交付額

屋根雪処理方式等		補助金交付額
融雪式 融耐雪式	中心市街地区域内かつ要援護世帯【別表3】	補助対象工事費×0.308(千円未満切り捨て)、上限77万円
	中心市街地区域内	補助対象工事費×0.264(千円未満切り捨て)、上限66万円
	要援護世帯【別表3】	補助対象工事費×0.220(千円未満切り捨て)、上限55万円
	上記以外	補助対象工事費×0.176(千円未満切り捨て)、上限44万円
耐雪式	中心市街地区域内かつ要援護世帯【別表3】	補助対象工事費×0.264(千円未満切り捨て)、上限66万円
	中心市街地区域内	補助対象工事費×0.220(千円未満切り捨て)、上限55万円
	要援護世帯【別表3】	補助対象工事費×0.176(千円未満切り捨て)、上限44万円
	上記以外	補助対象工事費×0.132(千円未満切り捨て)、上限33万円
落雪式 高床落雪式	要援護世帯【別表3】	補助対象工事費×0.176(千円未満切り捨て)、上限44万円
	上記以外	補助対象工事費×0.132(千円未満切り捨て)、上限33万円

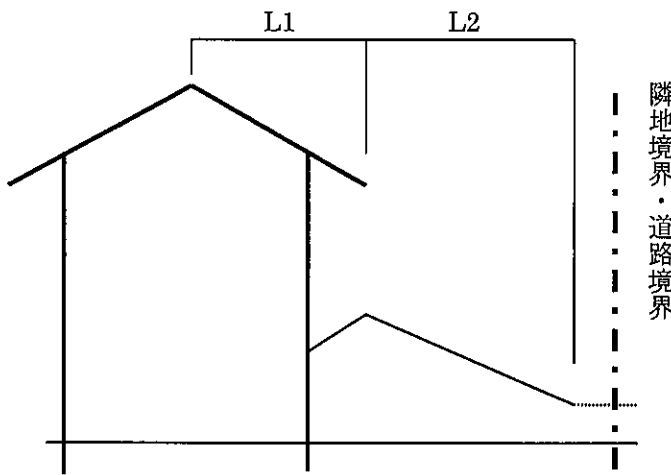
申請時及び工事完了後の手続き

交付申請時	工事完了後
<ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書(様式1号) ② 市税納税証明書(納税証明請求書(様式第50号の2)に市税務課で証明印を受けたもの) ③ 補助事業内容説明書 ④ ③に記載のある必要な添付書類 ⑤ 要援護世帯の該当を証明する書類(要援護世帯のみ) <p>※<u>工事着手前に提出してください。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 補助金実績報告書兼請求書(様式第13号) ② 工事写真(着手前、工事中、竣工後) ※竣工後の写真:住宅全景、屋根形状全景(複数のアングル) ③ 工事請負契約書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 異動後の住民票(補助対象住宅に工事完了後に転居した場合のみ) ⑥ 通帳(表紙の裏面)のコピー <p>※<u>令和7年3月14日(金)までに提出してください。</u></p>

補助金申請手続きの流れ



【別表1】落雪式における堆雪離隔距離基準



L1	L2	L1	L2
1.4	1.0	8.7	5.7
2.4	1.9	9.7	6.1
3.3	2.6	10.6	6.5
4.2	3.2	11.5	6.9
5.1	3.8	12.4	7.3
6.0	4.4	13.3	7.6
6.9	4.8	14.2	8.0
7.8	5.3	15.1	8.3

L1：屋根の水平長さ(m)

L2：庇の先端からの堆雪幅(m)

【別表2】耐雪式、融耐雪式住宅における補助対象工事費

対象となる住宅の延床面積に応じて下表に定める額が補助対象工事費となります。

床面積 (m ² 以上～ m ² 未満)	補助対象 工事費 (千円)	床面積 (m ² 以上～ m ² 未満)	補助対象 工事費 (千円)	床面積 (m ² 以上～ m ² 未満)	補助対象 工事費 (千円)
～5	0	45～50	881	90～95	1,763
5～10	98	50～55	979	95～100	1,862
10～15	196	55～60	1,078	100～105	1,959
15～20	294	60～65	1,174	105～110	2,057
20～25	391	65～70	1,274	110～115	2,155
25～30	490	70～75	1,371	115～120	2,253
30～35	589	75～80	1,469	120～125	2,351
35～40	686	80～85	1,568	125～130	2,448
40～45	791	85～90	1,666	130m ² 以上	2,500

【別表3】要援護世帯

区分	要件
1 高齢者世帯	ア 世帯全員が満65歳以上の者のみで構成されている世帯（ひとり暮らしを含む。） イ 満65歳以上の高齢者と満18歳以下の児童（18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を対象）のみで構成されている世帯 ※ ア、イとも介護保険の要支援以上については60歳以上とする。
2 障がい者世帯	世帯主が身体障害者福祉法施行規則に定める障がいの級別が1級から6級までの障がい者である世帯
3 精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	世帯主が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が1級から3級に該当する者又は知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳帳若しくは知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯
4 ひとり親世帯	世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者、又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満18歳以下の児童（18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を対象）である世帯
5 その他	1～4の条件が複合している世帯